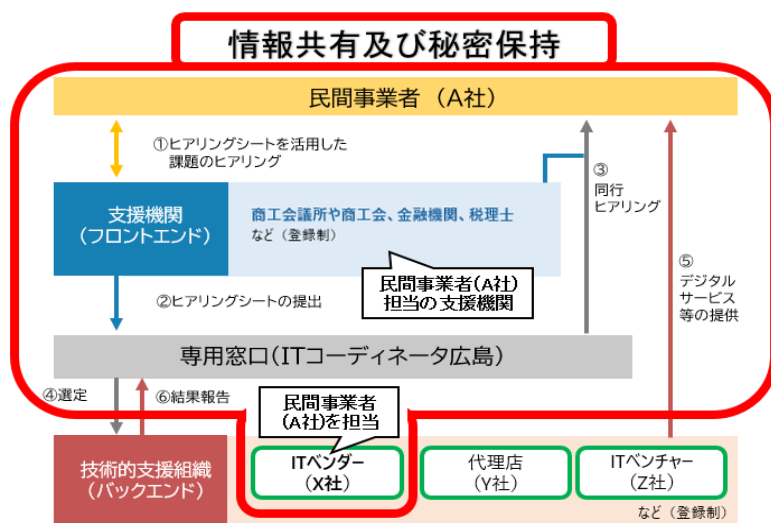


令和6年度広島県DX支援環境構築業務
「(4) DX推進支援環境の構築」に関する重要事項説明

1 共通事項 下図参照

- (1) 本業務は、役割の異なる複数の主体が参画、連携して取り組みます。
- (2) 民間事業者に関する情報は、ヒアリングシートを通じて、担当の支援機関（フロントエンド）、広島県、専用窓口（ITコーディネータ広島）、当該民間事業者を担当する技術的支援組織（バックエンド）の間で共有します。
- (3) 担当の支援機関（フロントエンド）、広島県、専用窓口（ITコーディネータ広島）、当該民間事業者を担当する技術的支援組織（バックエンド）は、本業務に関わる活動を通じて知り得た情報で公には入手出来ない情報については、相互に秘密保持を図るものとしします。



2 支援機関（フロントエンド）に関する事項

- (1) 支援機関（フロントエンド）の参画は、「登録制」とします。
- (2) 本業務への参画について、本業務実施期間中、「相談受付窓口リスト」等で公表します。
- (3) 「1 共通事項」及び「2 支援機関（フロントエンド）に関する事項（1）・（2）」を踏まえ、登録フォームから登録を行ってください。

登録完了後に、専用窓口（ITコーディネータ広島）からメールにて、「誓約書」の提出、民間事業者からの「情報共有同意書（兼）支援申込書」の受領・提出、「ヒアリングシート」の作成など、今後の手続について連絡します。

「誓約書」の提出以前に、記入済「ヒアリングシート」のみを専用窓口（ITコーディネータ広島）に提出することがないように十分注意してください。

※ なお、技術的支援組織（バックエンド）も、同様の「誓約書」を専用窓口（ITコーディネータ広島）に提出しています。

3 支援を希望する民間事業者に関する事項

- (1) 民間事業者に対し、「民間事業者向け重要事項説明」を用いて説明の上、「情報共有同意書（兼）支援申込書」を受領してください。